

森林保険通信



森林保険業務システム 満期案内書を再出力する場合のご注意

一度出力した満期案内書は、再度出力しても上書きされません



一度出力した満期案内書は、再度出力しても上書きされません。
現契約(満期案内書出力済みの契約)について、その後に契約の変更・解除や、罹災処理に伴う証書の更正を行ったときに、再度満期案内書を出力する場合は、出力済みの申込書をいったん削除してから満期案内書を出力してください。
申込書を削除してから再出力しても、申込書番号は変わりません。

※森林保険業務システム委託先・窓口向けマニュアル
【契約引受編】 p72

◎ 業務システムの操作方法

① [契約引受一覧] 画面のステータスが
②『保留(満期案内)』のデータに ③チェックを入れて
④『保留削除』し、再度、満期案内の画面から出力します。

ICT×HOKEN4

ドローンに関する 飛行禁止区域・飛行制限区域等



ドローンを利用するためには、航空法など様々な法律や条例を遵守する必要があります。
飛行を計画する際には、必ず確認しましょう。



10月8日は
ドローンパイロットの日

◆ 主な飛行禁止区域・飛行制限区域・飛行方法の制限等 ◆

1	150m以上の上空	【航空法】	150mは、ドローン直下～地表の間の距離。尾根から飛ばして谷を通過する際などに注意
2	目視外飛行	【航空法】	目視の範囲は、操縦者が自分の目(眼鏡・コンタクト使用含む)で見ること。双眼鏡や補助者による監視は目視外です
3	空港周辺	【航空法】	国土地理院の地理院地図(電子国土Web)で確認できます
4	人や物との距離が30m未満	【航空法】	「人」は、操縦者及びその関係者(飛行に関与している者等)以外、「物」は操縦者及びその関係者(例えば委託元等で30m内の飛行を了承している者)が管理する物件以外を指します
5	民家の集中区域	【航空法】	5年毎の国勢調査結果と一定の基準により設定。都道府県庁や政府統計ポータルe-Statの統計GISや地理院地図(電子国土Web)でも確認できます
6	イベント会場の上空	【航空法】	飛行が禁止されるイベントに該当するかどうかは、人数や規模、特定の場所や日時に開催されるかどうかにより判断されます
7	危険物の積載	【航空法】	飛行に必要な燃料や電池、カメラ等の電池は除外されます
8	物を落とす	【航空法】	水や農業等の液状・霧状の物の散布は該当しますが、計測機器等を置く場合は該当しません
9	夜間の飛行	【航空法】	飛行可能な時間帯は、各地域の日の出から日の入りまでです
10	指定空港周辺	【小型無人機等飛行禁止法】	令和2年6月24日改正(7月22日施行)
11	国の重要施設、外国公館、原子力事業所等の周辺	【小型無人機等飛行禁止法】	重要施設及びその周囲おおむね300mの周辺地域の上空における飛行は原則禁止です
12	道路の上空	【道路交通法】	道路上や路肩で離発着する場合は、道路使用許可申請書の提出が必要です
13	私有地	【民法】	土地所有者や管理者の許諾が必要。鉄道や神社仏閣、観光地上空を通る場合も事前に問い合わせを
14	条例による飛行禁止区域	【各自治体条例】	都道府県や市町村が定める条例をご確認ください
15	国有林野を通る場合も要確認		管轄する森林管理署等に入林届を提出

※小型無人機等飛行禁止法：重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律